

ごみの不法投棄は犯罪です!

みだりにごみを捨てることは、ごみの不法投棄にあたる犯罪です。また、土地の所有者(管理者)は法律により清潔保持の義務があります。私有地に不法投棄されたごみは、所有者が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。所有者は適正な維持管理に努めていただき、不法投棄をしない、させない環境づくりに協力をお願いします。

- 自分の土地は定期的に監視しましょう。
- 柵やネットを設置するなど、所有地への侵入を防止する対策をしましょう。
- 整理整頓や草刈りなど、適切な管理を心がけましょう。



罰則

5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金または併科に処される
法人なら3億円以下の罰金に処される

野焼きは禁止されています!

法に定められた基準を満たしていない焼却炉(地面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなど)でごみを燃やすことを「野焼き」といいます。

野焼きは、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつにもなります。このため、法律により野焼きは一部を除いて禁止されています。

落ち葉、除草した刈草及び剪定枝は、少量であっても焼却することなく、「枝葉・草」の収集日に資源物として出してください。

※バイオマス燃料として再利用します。



罰則

5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金または併科に処される
法人なら3億円以下の罰金に処される

無許可の収集業者にご注意ください!

「不用品を無料で回収します」と書かれたチラシをポストに投函して、廃家電や粗大ごみなどの不用品を回収する業者が見受けられます。このような業者は「無許可」で営業しているものがほとんどで、無料と思って不用品の回収を依頼したところ、後で高額な料金を請求されたり、回収された不用品が不法投棄されるなどのトラブルが、全国的に発生しています。

家庭から出る不用品は、この冊子「ごみと資源物の分け方と出し方」で確認するか、町で収集できないものは、町のごみ収集運搬許可業者(27ページ参照)に依頼していただき、適切な方法で処分をお願いします。

